



福岡県警察からのお願い

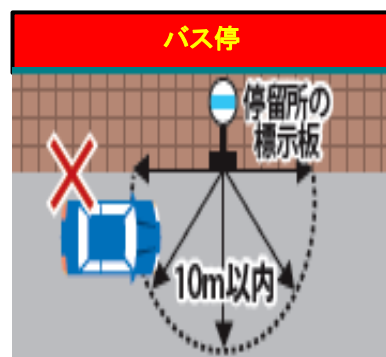
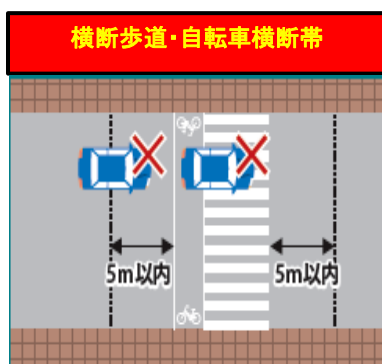
●選挙に立候補される方へ

選挙運動用自動車（公職選挙法第141条に定める自動車）は、街頭演説又は街頭政談演説に使用中に限り、道路交通法第4条第2項に基づく福岡県道路交通法施行細則第4条第1項の規定により、交通規制の対象から除外され、駐車して街頭演説をすることができます。

【駐車可能な場所】

道路標識	規制種別	備考
	指定の駐停車禁止場所 (道交法第44条第1項)	
	指定の駐車禁止場所 (道交法第45条第1項)	
	時間制限駐車区間における駐車枠内 (道交法第49条の3第2項又は第4項) 	パーキング・メーターに 作動手数料を納付する 必要はありません。

【駐車が禁止される場所】



街頭演説等のためであっても、
駐車が禁止されており、いずれも
交通違反となります。